

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する給付については、詳細が決まり次第お知らせします。

支給対象者

次のうち、いずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金給付等を受けていることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

支給額

児童1人当たり一律5万円

申請期間

- ①に該当する方
申請の必要はありません
- ②または③に該当する方
令和3年5月18日(火)～令和4年2月28日(月)

支給時期

- ①に該当する方
令和3年5月11日(火)に支給済
※児童扶養手当の認定が遅れている方については、認定が下り次第随時支給をしています。
- ②または③に該当する方
申請から約2～3週間後

申請場所

子育て支援課(甚目寺庁舎)、七宝市民サービスセンター(七宝公民館)、
美和市民サービスセンター(本庁舎)

問合せ 子育て支援課 ☎444・3173 FAX443・3555



虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)
障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) ※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分
高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課) (夜間・休日は宿日直につながります)
※FAX番号 443・3555(共通)